

平成 年 月 日

保護者様

学校名 群馬県立二葉高等特別支援学校

校長名 町田英之

年 組 生徒氏名

学校等で予防すべき感染症と出席停止について

お子さんは、病気にかかっているのではないかと思います。もし、これが下記の病気ですと、他の児童・生徒に感染するおそれがありますので、学校保健安全法施行規則により出席停止となります。

しかし、学校で予防すべき感染症にかかっている間については、欠席の扱いとはなりません。

なお、病気がなおって登校する場合は、右の医師の証明書をいただいて学校に提出してください。

停止期間の基準

<平成27年1月21日から施行>

学校等で予防すべき感染症の種類		出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。）及び特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く） 百日咳 麻疹 流行性耳下腺炎 風しん 水痘 咽頭結膜熱 結核・髄膜炎菌性髄膜炎	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては、3日）を経過するまで 特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで 発しんが消失するまで すべての発しんが痂皮化するまで 主要症状が消退した後2日を経過するまで 感染のおそれなくなるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	感染のおそれなくなるまで ただし、病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで

注・上記の表は基準であって、主治医の証明があれば、この限りではありません。

・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）及び溶連菌感染症は、出席停止扱いにはなりません。

